

### 令和3年度 相良村入湯税の用途状況について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に納めていただく税金です。  
 その用途は、「環境衛生施設」「鉱泉源の保護管理施設」「消防施設等の整備」「観光の振興（施設整備を含む）」に要する費用に充てられます。

相良村では、令和3年度に収入した入湯税を「観光の振興」に要する経費に充てています。

(単位：千円)

事業名	事業費	当該事業の財源内訳			
		入湯税	補助金	その他	一般財源
環境衛生施設の整備に要する経費	0	0	0	0	0
鉱泉源の保護管理施設に要する経費	0	0	0	0	0
消防施設等の整備に要する経費	8,311	0	2,897	0	5,414
観光の振興に要する経費	51,079	660	7,557	0	42,862
計	59,390	660	10,454	0	48,276